

アスリート委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラバレーボール協会（以下「本協会」という。）のアスリート委員会（以下「委員会」という。）の運営に関することを定める。

(目的)

第2条 委員会は、パラバレーボール競技に関連するあらゆる事案について、本協会に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本協会の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びにパラバレーボール競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(審議・所管事項)

第3条 委員会は、理事会の諮問に応じ、又は委員の発案により、次の各号に掲げる事項を審議し、理事会に意見を具申する。

- (1) アンチドーピングの教育や啓発に関する事
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関する事
- (3) パラリンピックムーブメントの推進活動に関する事
- (4) 子供やジュニア選手のサポート環境の整備・改善に関する事
- (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資する事
- (6) 選手のセカンドキャリアの支援に関する事
- (7) パラバレーボール競技の社会的役割や価値の向上に寄与する事
- (8) 本協会主催事業に協力しパラバレーボール競技の普及発展に寄与する事
- (9) J P Cアスリート委員会との協力・連携に関する事
- (10) SNSの活用等を通じたアスリートとのコミュニケーションに関する事
- (11) その他選手に関する事

(委員)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって構成し、そのうち1名を委員長とする。

2 委員長には、代表理事が就任する。

3 委員は、各理事の他に、現役アスリート若干名を理事会に諮って、代表理事が委嘱する。

(委員の資格)

第5条 現役アスリートは、16歳以上で、かつ、本協会の登録競技者のうち、本協会主催競技会又は国際レベルの競技会に過去4年以内に出場した選手とする。

2 アスリート経験者は、本協会の登録競技者で、本協会主催競技会又は国際レベルの競技会に選手として出場した経験を有する者とする。

3 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

3 委員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければその議事を開き議決することが出来ない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表明した者は出席者とみなす。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取する事が出来る。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

2 この規程の改廃は、理事会の議決による。